

概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで一般住宅等において、配管工事の設備工事作業員として、設備全般の配管工事、ボイラーの配管工事、ストーブの取付工事等の設備工事に従事していた。工事は電動ドリルで壁、天井、外壁、床等に穴をあける配管工事等を行っており、この間石綿ばく露作業に従事していたものと推認される。被災者は平成〇年〇月下旬に背中痛み、息切れ、食欲不振で同年〇月〇日に〇病院に受診し、検査の結果、気胸、肺がん、中皮腫の疑いがあるとされた。そこで同年〇月〇日〇病院に入院加療していたが同年〇月〇日に直接死因「悪性胸膜中皮腫」(死亡診断書上)により死亡した。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

〇病院で「悪性胸膜中皮腫」と診断され、死亡診断書からも死亡原因について「悪性胸膜中皮腫」とあるのに、「胸膜中皮腫とは認められない。」との理由で不支給にしたことが納得いかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

〇病院主治医は、病理組織検査において非典型的ではあるがその他の検査結果と併せて悪性中皮腫を第一に考える。また〇歳より配管工を続けられており、因果関係を強く疑うとの所見から悪性胸膜中皮腫と診断されているものである。

地方労災医員は、画像所見上では石綿肺及びプラークは認められず、また、〇病院他2医療機関で実施された病理組織検査からは悪性中皮腫とは断定できないとの所見であり、専門医が行った病理組織検査では、「組織学的所見及び免疫染色の結果より扁平上皮癌と診断する。腫瘍は肺の外側の胸膜に存在するのが扁平上皮癌であり、原発性の胸膜皮癌とは考えられず、扁平上皮癌の胸膜転移」との診断である。

被災者は昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの延べ約〇年〇カ月設備工事作業員として設備工事業務に従事していた。職歴、作業内容等について、事業主、同僚労働者らの聴取によれば、石綿が使用されていた建築物において作業したことがあったと推認される。したがって、被災者は延べ約〇年〇カ月石綿取扱作業に従事したと判断した。

医学的所見について〇病院主治医意見書では、石綿肺及びプラークが認められているが、地方労災医員、石綿に係る業務上外に関する検討会では、画像所見上石綿肺及びプラークの所見は認められていない。

〇病院ほか2医療機関で実施された病理組織学成績からは、胸膜中皮腫とは断定できないとの地方労災医員の所見であり、専門医が実施した病理組織検査では、組織学的所見及び免疫染色の結果より扁平上皮癌と診断されており、腫瘍は肺の外側の胸膜に存在する扁平上皮癌であり、原発性の胸膜腫瘍とは考えられず、扁平上皮癌と胸膜転移との診断である。研究機関で実施された肺の検体の石綿繊維検索では、高濃度の石綿ばく露があったものを示すものではない。

以上より、被災者には延べ約〇年〇カ月間、石綿作業に従事していたことが認められ、原発性肺がんを発症したことは認められるが、石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められないことから、被災者の肺がんは業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 被災者は昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで延べ約〇年〇カ月作業員として就労してきたもので

あるが石綿が使用されていた建築物において作業したことがあったと推認され、この間石綿ばく露作業に従事していたものと認められる。

- (2) ○病院にて右肺の組織を採取した結果、「悪性中皮腫を疑い得る所見ではあるが、異型細胞僅少のため、診断確定に十分な結果は得られなかった。」と記載されている。また、○病院で右胸膜の組織を採取した結果、「非典型的ではあるがその他の結果と合わせて悪性中皮腫を第一に考える。」と記載されている。

一方、○病院で保存していた標本を借用し○病院の病理担当医が行った病理組織診断意見書では、「光顕では上皮様配列の悪性腫瘍像を認める」とし、免疫染色では「組織像及び免疫染色より中皮腫と確定診断するのは難しい。」と述べており、また地方労災医員は、この病理組織学的成績から胸膜中皮腫とは断定できない、本省協議で結論を出したほうがよい、との所見である。

- (3) 病理組織学の専門医である○医師に生検標本の病理診断依頼をした結果、「中皮腫ではなく扁平上皮癌の胸膜転移である。」と診断している。その根拠は、「腫瘍は胸膜に存在し、壁側胸膜と臓側胸膜が癒着している。大型のクロマチンが増量した核を有する多角形ないし、紡錘形の腫瘍細胞が胞巣を形成して増殖して、腫瘍細胞間に細胞間橋の存在が疑われ、角化はみられない。間質には高度の膠原線維の増生を認め、組織学的には扁平上皮癌が疑われる所見です。次に免疫染色では本症例の免疫染色の結果は扁平上皮癌として矛盾せず、中皮腫としては矛盾する点が多くある。以上より組織学的所見及び免疫染色の結果より、「扁平上皮癌」と診断する。

腫瘍は肺の外側の胸膜に存在するが、扁平上皮癌であり、原発性の胸膜腫瘍とは考えられず、扁平上皮癌の胸膜転移であると診断する。原発部位については生検標本からは断定できないが、組織型からは肺、食堂等に原発巣がある可能性が推測され、肺の胸膜直下に存在した原発巣が、胸膜にそって広がった可能性がもっとも考えられる。」との意見を述べている。

- (4) 次に本省協議の結果については、「主治医は中皮腫と診断しているが、地方労災医員及び病理診断医の意見書において中皮腫診断を否定し、鑑定診断を依頼した専門医意見書のとおり中皮腫ではなく、原発性肺がんの診断が妥当と判断する。」としている。
- (5) 以上の医学的所見から考察すると主治医は中皮腫と診断しているが、地方労災医員及び病理診断医の意見書において中皮腫を否定し、○医師は専門医としての知見から生検標本の病理診断結果、中皮腫ではなく、扁平上皮癌の胸膜転移であるとする意見は医学的に妥当であり、被災者の確定診断名は本省協議の結果「原発性肺がん」と認められ、妥当なものと判断する。

- (6) 次に原発性肺がんについて検討すると、主治医意見書より石綿肺所見及びプラーク所見がともに認められるが、これらの所見について地方労災医員はともに認められないと否定しており、石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会においてもレントゲン写真等を精査した結果、石綿肺及びプラーク所見は認められないと判断された。

これらのことから本省協議の結果、石綿取扱作業の従事期間は10年以上認められるものの、地方労災医員及び石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会は、石綿肺及びプラークは認められないとし、さらに石綿繊維数の計測結果は高濃度の石綿ばく露があったことを示すものではないことから、石綿による肺がんを認めることはできないとした意見は医学上妥当な意見であると判断する。

- (7) 上記を総合するに、被災者が石綿ばく露作業に従事していたと認められるものの、本症例を胸膜中皮腫と判断することは困難であり、確定診断である原発性肺がん（扁平上皮癌）が石綿により発症したものと認められないことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償一時金・葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。